

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

平成22年 6 月 8 日提出

【発行者名】

新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 吉田 昭

【本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】

大澤 団
連絡場所：東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【電話番号】

03 - 3277 - 1818

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係る 高金利通貨ファンド
ファンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金 1兆円を上限とします。
額】

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部 【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

高金利通貨ファンド

（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は１口当たり１円です。

（ハ）格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、当ファンドの基準価額については１万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（５％）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2 「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(6) 【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(7) 【申込期間】

平成22年6月9日から平成23年6月8日までです。

なお、申込期間は原則として更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

販売会社と販売会社以外の取次販売会社が取次業務に関する契約を結び、当該取次販売会社が申し込みの取次ぎを行う場合があります。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を經由して、中央三井アセット信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

販売会社と販売会社以外の取次販売会社が取次業務に関する契約を結び、当該取次販売会社が払い込みの取次ぎを行う場合があります。

（11）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（12）【その他】

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券 公債 高格付け）） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回	グローバル （ 除く日本 ）	ファミリーファンド
	年 2 回	日本	
	年 4 回	北米	
	年 6 回（隔月）	欧州	ファンド・オブ・ファンズ
	年12回（毎月）	アジア	
	日々	オセアニア	為替ヘッジ
その他（ ）	その他（ ）	中南米	
		アフリカ	あり （ ）
		中近東（中東）	
		エマージング	なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ 属性の定義

その他資産 （投資信託証券（債券 公債 高格付け））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に高格付けの債券 公債に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （ 除く日本 ） エマージング	グローバル（ 除く日本 ）：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（ 除く日本 ）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 エマージング：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（複数の新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

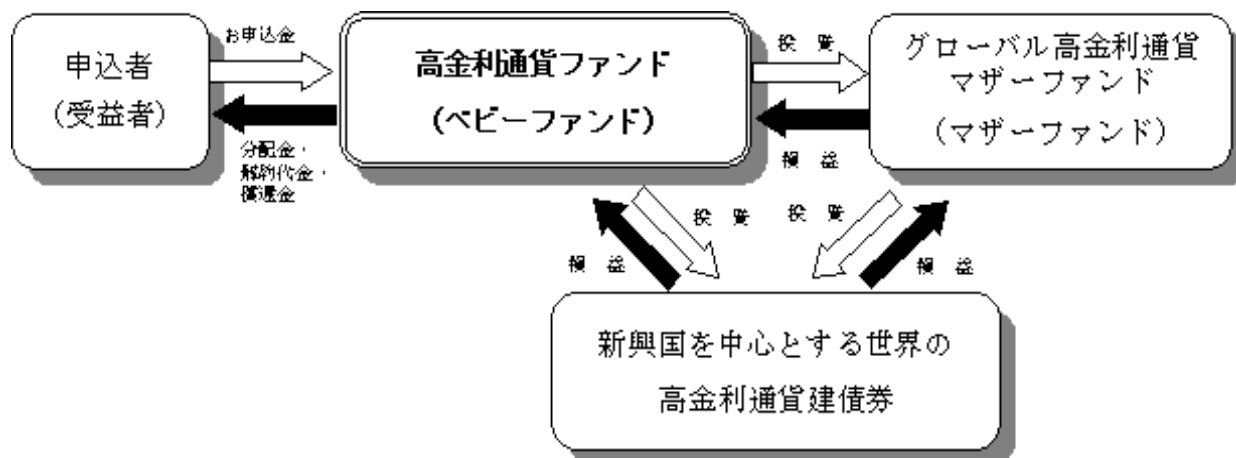
当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド（グローバル高金利通貨マザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに反映されます。

なお、当ファンドは公社債等を直接組み入れる場合があります。

また、新たなベビーファンドを設定しグローバル高金利通貨マザーファンドに投資すること、または現在グローバル高金利通貨マザーファンドに投資しているベビーファンドを償還することがあります。



b. ファンドの特色

1. 新興国を中心とする世界の高金利通貨建債券に、主としてマザーファンドを通じて分散投資を行います。

?新興国を中心とする世界の国の中から、主として地域分散と金利水準の観点により選定した複数の通貨建ての債券に実質的に分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

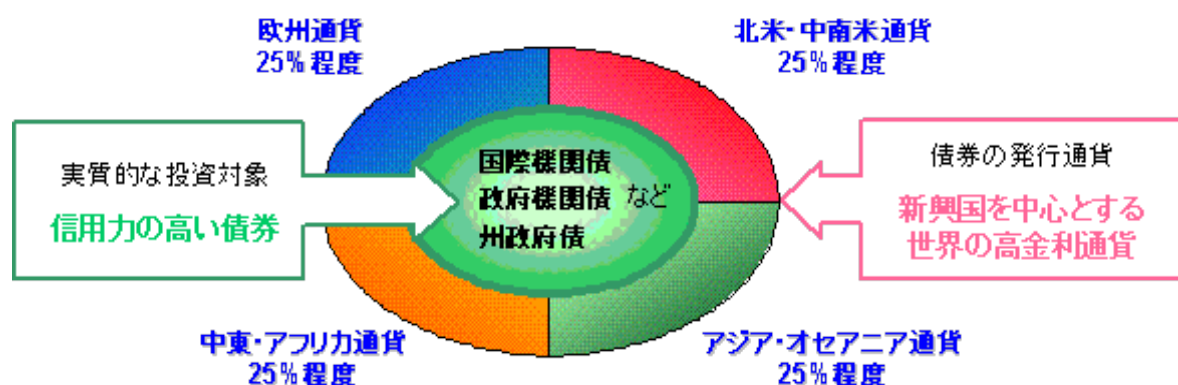
○当ファンドは、主としてグローバル高金利通貨マザーファンドを通じて運用を行います。

?通貨配分は、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニア、中東・アフリカの4地域について、それぞれ25%¹程度とすることを基本とします。

各地域内における通貨配分は、金利水準や金利・為替動向、流動性などを勘案して決定します。

- 1 流動性の低下、市場規模の縮小、通貨制度の変更などにより、各地域に対する通貨配分比率を25%程度とできない場合があります。

【投資対象と通貨配分のイメージ図】



2. 国際機関債や政府機関債、州政府債を中心とする信用力の高い債券に実質的に投資します。

?投資する債券は、国際機関債、政府機関債、州政府債を中心とし、A A / A a 2 格以上²の信用格付けを付与されているものに限定することで信用リスクの低減を目指します。

- 2 取得時において、スタンダード・アンド・プアーズ社およびムーディーズ社のいずれかより当該格付けを付与されているものとします。

?組入債券の平均残存期間は1～3年程度とし、金利変動リスクの低減を目指します。

?債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

?外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

国際機関債

主に全世界または特定地域の経済発展のために設立された機関が発行する債券です。複数の先進国が中心となって出資・運営・監督しているため、極めて高い信用力を有しています。

政府機関債

各国の政府関連機関が発行する債券です。

中央政府の保証が付与されているものは政府保証債と呼ばれ、その国の中央政府と同等の信用力を有しているものとみなされています。

州政府債

各国の州政府が直接または財務公社などを通じて発行する債券です。

当ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、特色1、2のような運用ができない場合があります。

3. 原則として、毎月8日の決算日に分配を行います。

毎月8日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、経費控除後の利子・配当等収益を基礎として安定した収益分配を目指します。

上記にかかわらず、上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

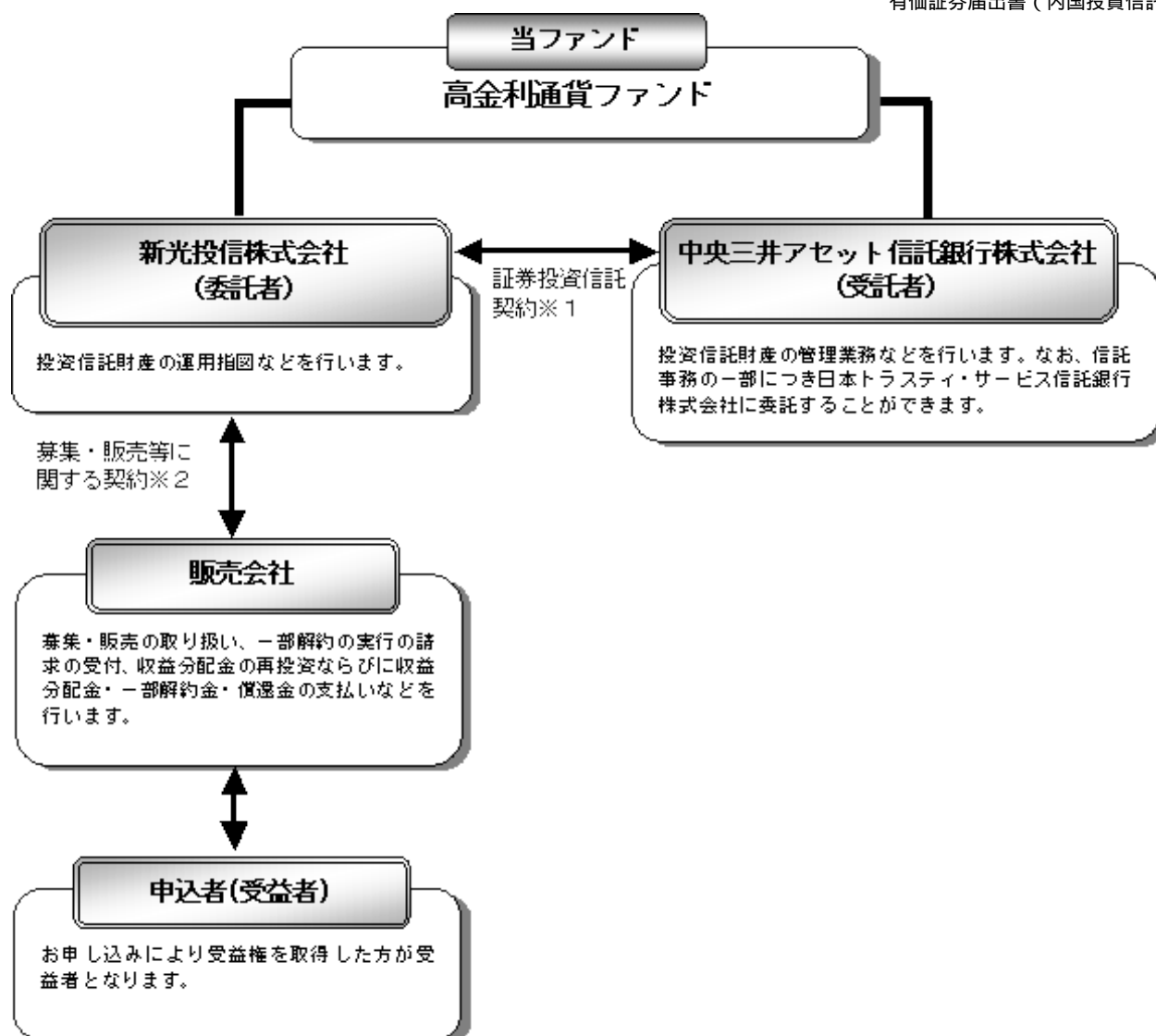
c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年 6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成 8年 8月	投資顧問業者の登録
平成 8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成 9年11月	投資信託の直接販売業務の認可

平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可

平成12年 4 月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

（八）大株主の状況

（本書提出日現在）

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1 - 5 - 1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋 1 - 17 - 10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町 1 - 1 - 5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 3	91,029	4.99

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b．運用の方法

（イ）主要投資対象

グローバル高金利通貨マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（ロ）投資態度

主としてマザーファンドへの投資を通じて、国際機関債や政府機関債、州政府債を中心とする信用力の高い公社債に実質的に分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）主な投資制限

株式への実質投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンドの運用方針

グローバル高金利通貨マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国を中心とする世界の国の中から主として地域分散と金利水準の観点により複数の通貨を選定し、当該通貨建ての国際機関債や政府機関債、州政府債を中心とする信用力の高い公社債に分散投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

通貨配分は、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニア、中東・アフリカの4地域についてそれぞれ25%程度とすることを基本とします。ただし、流動性の低下、市場規模の縮小、通貨制度の変更等により、各地域に対する通貨配分比率を25%程度とできない場合があります。

各地域内における通貨配分は、金利水準や金利・為替動向、流動性等を勘案して決定します。

投資対象とする公社債は、取得時において、スタンダード・アンド・プアーズ社およびムーディーズ社のいずれかよりAA/Aa2格以上の信用格付けを付与されているものとします。

組入公社債の平均残存期間は、1～3年程度とします。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得したものに限り、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

平成22年6月8日現在、「グローバル高金利通貨マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドはありません。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限り、）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．有価証券および金融商品の指図範囲等

（イ）委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル高金利通貨マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限り、）

5．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

12．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

13．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

14．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

15．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

16．外国法人が発行する譲渡性預金証書

17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

18．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第6号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第5号までの証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

（イ）委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

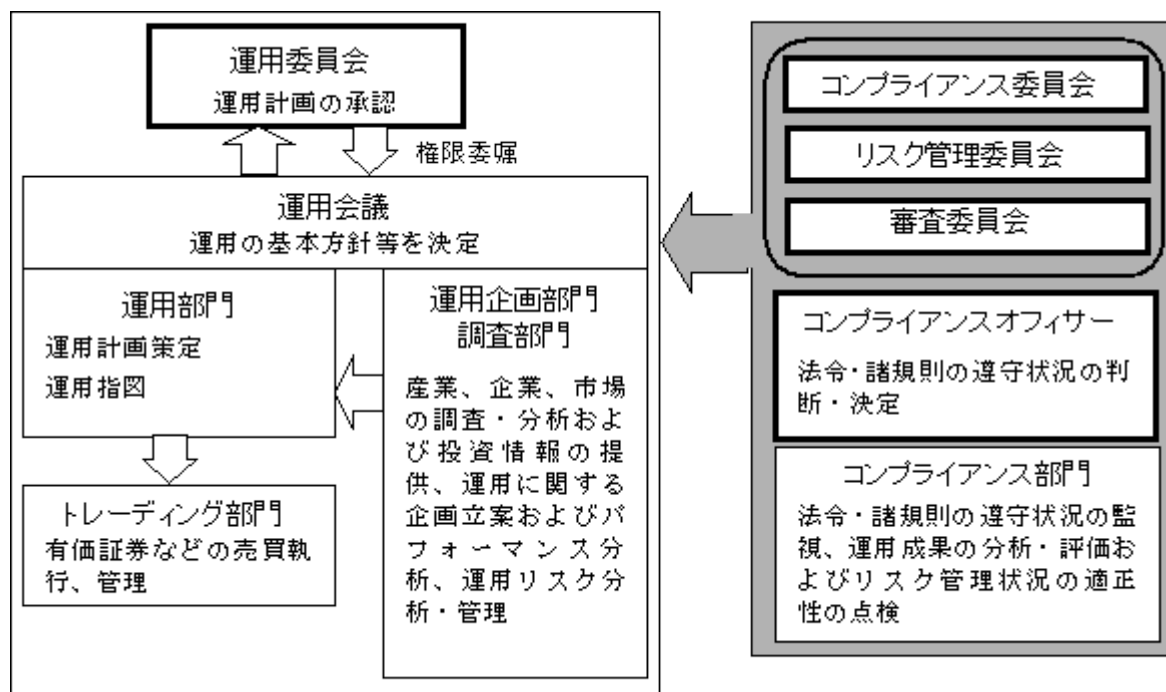
（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- (二) 上記(八)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- e. 金利先渡取引および為替先渡取引
- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ) 上記(八)(二)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (ヘ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ト) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



平成22年6月8日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

● DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

● SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配は原則として、毎月8日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を基礎として安定した分配を行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 上記2. にかかわらず、上記2. にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向等を勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
4. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、株式は転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得したものに限りません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファン

ドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

b．投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c．同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

e．投資する株式の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

f．有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

g．公社債の空売りの指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h．公社債の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- i. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- j. 外国為替予約の指図および範囲
- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図することができます。
- (ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- k. 資金の借り入れ
- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。
1. 利害関係人等との取引等
- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為で

あって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（二）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

法令に定める投資制限

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、外貨建ての公社債など値動きのある証券にマザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となるため、当ファンドへの投資により損失を被る可能性があります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

a．為替変動リスク

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象となる有価証券が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは新興国通貨建証券にも実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

b．流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドにおいて特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c．金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の变化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．カントリーリスク

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。また、新興国は、先進国に比べ政治・経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。そのため、その国の政治、経済、社会情勢などの変化により、資産価格が大きく変動する場合があります、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化などの影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接株式の組み入れを行っている場合には、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

g．他のベビーファンドの影響

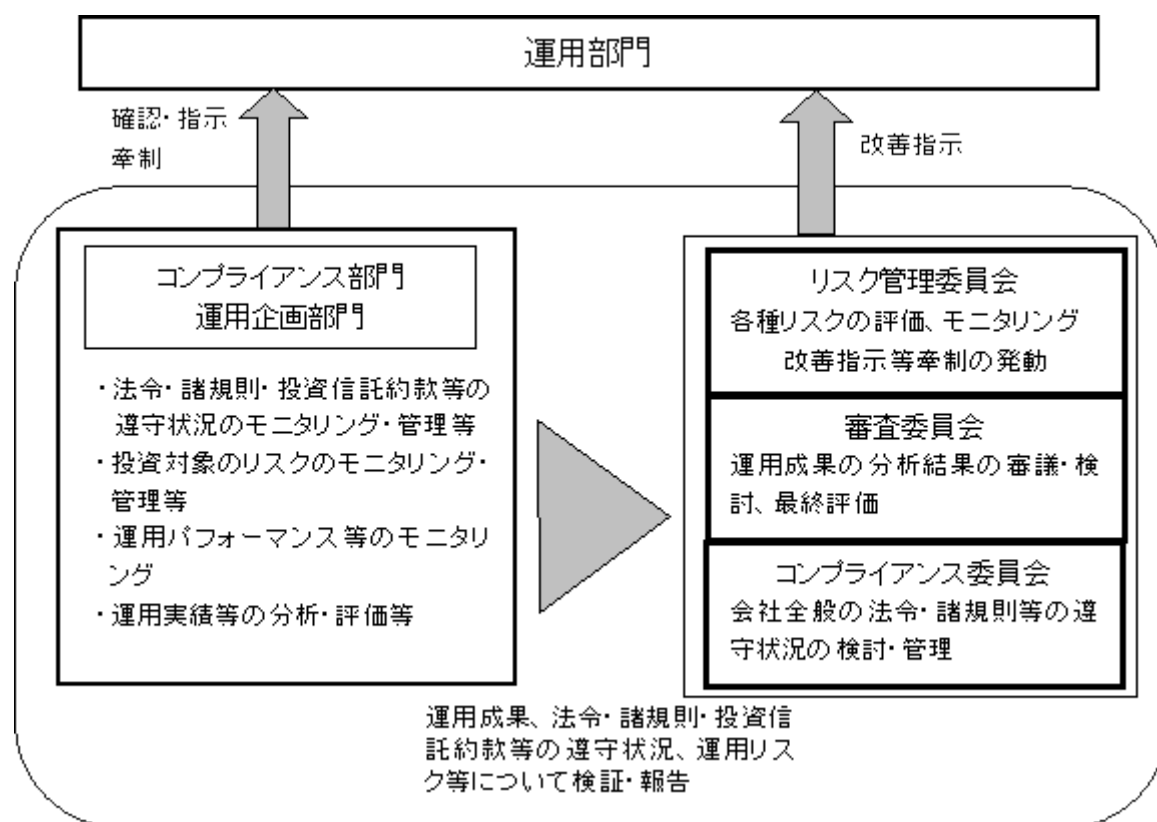
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入の有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h．投資信託に関する一般的リスク

- （イ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- （ロ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- （ハ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- （ニ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（２）リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金	●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。	
	◎解約代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（５）課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（５％）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」¹または「償還前乗り換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率（1.05%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.4725%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.5250%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0525%（税込）

（４）【その他の手数料等】

a．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

b．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。

c．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

（５）【課税上の取扱い】

a．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。な

お、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っ

ている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成22年４月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資信託	グローバル高金利通貨マザーファンド受益証券	日 本	円 159,458,355,175	時価	% 98.3
			小 計	円 159,458,355,175	-	% 98.3
その他資産	コール・ローン等		日 本 他	円 2,801,145,742	負債控除後の取得価額	% 1.7
-	純資産総額			円 162,259,500,917	-	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参考）

当ファンドは、「グローバル高金利通貨マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成22年４月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	特殊債券	ド イ ツ	円 17,343,450,087	時価	% 10.9
			国際機関	円 133,974,537,335	時価	% 84.0
			小 計	円 151,317,987,422	-	% 94.9
その他資産	コール・ローン等		日 本 他	円 8,134,728,071	負債控除後の 取得価額	% 5.1
—	純資産総額			円 159,452,715,493	—	% 100.0

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成22年４月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量 (口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	グローバル高金利通貨 マザーファンド受益証券	日本	親投資 信託	159,283,143,717	0.9884	157,450,646,505	1.0011	159,458,355,175	98.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成22年4月30日現在）

種類	投資比率 (%)
親投資信託	98.27
合計	98.27

株式業種別投資比率（平成22年4月30日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「グローバル高金利通貨マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

（平成22年4月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)			
1	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	30,910,000,000	48.29	14,927,815,430	49.89	15,421,493,560	6.5000	2015.01.05	9.67
2	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	351,878,000	3,419.46	12,032,339,100	3,453.74	12,152,961,089	6.5000	2014.08.12	7.62
3	INTL FINANCE CORP	国際機関	特殊債券	128,600,000	6,629.54	8,525,598,728	6,621.94	8,515,817,926	11.2500	2012.07.17	5.34
4	INTL BK RECON & DEVELOP	国際機関	特殊債券	962,500,000	778.39	7,492,094,020	785.04	7,556,075,450	6.5000	2013.09.11	4.73
5	EUROFIMA	国際機関	特殊債券	80,000,000	8,783.39	7,026,717,276	8,716.50	6,973,205,760	6.0000	2014.01.28	4.37
6	EUROPEAN BK RECON & DEV	国際機関	特殊債券	609,460,000,000	1.07	6,543,548,130	1.07	6,577,871,307	6.7500	2013.02.19	4.12
7	INTL BK RECON & DEVELOP	国際機関	特殊債券	647,150,000	795.62	5,148,875,538	798.09	5,164,862,732	8.2500	2011.06.24	3.23
8	ASIAN DEVELOPMENT BANK	国際機関	特殊債券	52,765,000	9,148.65	4,827,289,604	9,061.61	4,781,361,576	7.1250	2013.03.19	2.99
9	KFW	ドイツ	特殊債券	8,787,000,000	48.40	4,253,514,903	48.78	4,286,617,128	6.5000	2012.03.30	2.68
10	EUROPEAN BK RECON & DEV	国際機関	特殊債券	73,900,000	5,502.10	4,066,057,780	5,381.04	3,976,595,654	9.5000	2013.11.06	2.49
11	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	349,000,000,000	1.05	3,681,342,000	1.05	3,697,480,500	6.0000	2014.04.22	2.31
12	EUROPEAN BK RECON & DEV	国際機関	特殊債券	237,300,000	1,279.66	3,036,643,812	1,292.20	3,066,402,939	8.0000	2013.02.18	1.92
13	INTL FINANCE CORP	国際機関	特殊債券	57,080,000	5,505.12	3,142,326,605	5,336.42	3,046,031,504	9.2500	2013.09.16	1.91
14	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	47,200,000	6,409.42	3,025,246,554	6,370.95	3,007,091,987	10.0000	2013.09.10	1.88
15	INTL BK RECON & DEVELOP	国際機関	特殊債券	216,080,000	1,339.41	2,894,212,685	1,343.88	2,903,862,818	11.0000	2011.11.10	1.82
16	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	47,300,000	5,415.13	2,561,360,562	5,351.66	2,531,336,504	9.2500	2012.10.16	1.58
17	KFW	ドイツ	特殊債券	33,673,000	7,064.96	2,378,986,876	7,103.63	2,392,005,464	13.7500	2014.10.01	1.50
18	INTL BK RECON & DEVELOP	国際機関	特殊債券	212,170,000	1,073.49	2,277,642,403	1,096.97	2,327,456,525	0.0000	2012.05.14	1.45
19	EUROPEAN BK RECON & DEV	国際機関	特殊債券	42,500,000	5,415.87	2,301,748,320	5,338.05	2,268,674,565	9.2500	2012.09.10	1.42
20	EUROFIMA	国際機関	特殊債券	23,515,000	8,908.08	2,094,736,987	8,869.59	2,085,685,781	6.5000	2011.08.22	1.30
21	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	37,110,000	5,708.65	2,118,482,983	5,610.15	2,081,929,559	11.5000	2012.06.25	1.30
22	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	37,185,000	5,773.10	2,146,730,063	5,587.99	2,077,895,023	11.2500	2013.02.14	1.30
23	KFW	ドイツ	特殊債券	31,840,000	6,561.73	2,089,255,277	6,471.09	2,060,397,603	19.2500	2010.07.16	1.29
24	INTL BK RECON & DEVELOP	国際機関	特殊債券	61,850,000	3,083.67	1,907,253,729	3,122.49	1,931,264,147	3.0000	2012.07.31	1.21
25	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	26,300,000	7,308.98	1,922,262,160	7,321.02	1,925,429,259	14.0000	2016.07.05	1.20

26	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	136,800,000	1,325.12	1,812,772,368	1,336.09	1,827,784,252	10.0000	2012.04.15	1.14
27	EUROPEAN INVESTMENT BANK	国際機関	特殊債券	21,200,000	8,615.03	1,826,386,444	8,542.42	1,810,993,464	5.3750	2014.05.20	1.13
28	KFW	ドイツ	特殊債券	126,420,000,000	1.09	1,379,299,383	1.09	1,381,170,105	7.5000	2012.07.17	0.86
29	INTL FINANCE CORP	国際機関	特殊債券	14,900,000	9,236.13	1,376,184,621	9,142.53	1,362,237,685	7.5000	2013.02.28	0.85
30	INTL BK RECON & DEVELOP	国際機関	特殊債券	100,000,000	1,261.84	1,261,840,228	1,269.82	1,269,826,712	6.7200	2011.01.25	0.79

（注）外貨建債券の単価および金額は、平成22年4月30日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

種類別投資比率（平成22年4月30日現在）

種 類	投資比率（％）
特 殊 債 券	94.89
合 計	94.89

株式業種別投資比率（平成22年4月30日現在）

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

（単位：円）

期 間		純資産総額 （分配落ち）	純資産総額 （分配付き）	基準価額 （分配落ち）	基準価額 （分配付き）
第1期特定期間	第1期計算期間末	1,319,585,707	1,330,378,703	10,392	10,477
	第2期計算期間末	2,097,524,537	2,114,244,451	10,663	10,748
	第3期計算期間末	2,859,850,260	2,882,073,180	10,939	11,024
	第4期計算期間末	3,187,296,127	3,214,204,970	10,068	10,153
第2期特定期間	第5期計算期間末	5,125,042,992	5,177,335,458	8,331	8,416
	第6期計算期間末	5,206,859,640	5,265,982,424	7,486	7,571
	第7期計算期間末	5,148,564,101	5,213,544,900	6,735	6,820
	第8期計算期間末	5,969,431,800	6,040,270,167	7,163	7,248
	第9期計算期間末	6,364,708,845	6,446,230,502	6,636	6,721
	第10期計算期間末	7,694,498,728	7,794,894,779	6,515	6,600
第3期特定期間	第11期計算期間末	10,639,488,225	10,762,601,483	7,346	7,431
	第12期計算期間末	16,264,759,742	16,447,667,749	7,558	7,643
	第13期計算期間末	27,164,169,144	27,466,627,889	7,634	7,719
	第14期計算期間末	42,344,223,272	42,836,272,666	7,315	7,400
	第15期計算期間末	66,637,126,974	67,354,081,543	7,900	7,985
	第16期計算期間末	79,948,123,092	80,846,334,907	7,566	7,651
第4期特定期間	第17期計算期間末	87,522,962,365	88,527,305,460	7,407	7,492
	第18期計算期間末	98,899,028,936	100,026,589,429	7,455	7,540
	第19期計算期間末	110,634,509,181	111,902,482,166	7,417	7,502
	第20期計算期間末	125,824,449,862	127,225,482,200	7,634	7,719
	第21期計算期間末	126,268,910,186	127,813,448,283	6,949	7,034

第22期計算期間末 (平成22年3月8日)	138,182,477,523	139,808,223,357	7,225	7,310
平成21年4月末日	14,025,859,188	-	7,299	-
平成21年5月末日	22,794,999,882	-	7,518	-
平成21年6月末日	39,163,385,252	-	7,577	-
平成21年7月末日	60,535,646,820	-	7,741	-
平成21年8月末日	75,423,680,141	-	7,556	-
平成21年9月末日	85,016,513,238	-	7,469	-
平成21年10月末日	98,276,772,808	-	7,635	-
平成21年11月末日	102,141,698,196	-	7,257	-
平成21年12月末日	118,570,338,094	-	7,485	-
平成22年1月末日	125,454,685,341	-	7,163	-
平成22年2月末日	131,870,150,332	-	7,055	-
平成22年3月末日	152,796,757,829	-	7,501	-
平成22年4月末日	162,259,500,917	-	7,600	-

(注1) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

(注2) 表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成20年6月9日)	85円
	第2期計算期間 (平成20年7月8日)	85円
	第3期計算期間 (平成20年8月8日)	85円
	第4期計算期間 (平成20年9月8日)	85円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成20年10月8日)	85円
	第6期計算期間 (平成20年11月10日)	85円
	第7期計算期間 (平成20年12月8日)	85円
	第8期計算期間 (平成21年1月8日)	85円
	第9期計算期間 (平成21年2月9日)	85円
	第10期計算期間 (平成21年3月9日)	85円
第3期特定期間	第11期計算期間 (平成21年4月8日)	85円
	第12期計算期間 (平成21年5月8日)	85円
	第13期計算期間 (平成21年6月8日)	85円
	第14期計算期間 (平成21年7月8日)	85円
	第15期計算期間 (平成21年8月10日)	85円

	第16期計算期間 (平成21年9月8日)	85円
第4期特定期間	第17期計算期間 (平成21年10月8日)	85円
	第18期計算期間 (平成21年11月9日)	85円
	第19期計算期間 (平成21年12月8日)	85円
	第20期計算期間 (平成22年1月8日)	85円
	第21期計算期間 (平成22年2月8日)	85円
	第22期計算期間 (平成22年3月8日)	85円

【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成20年6月9日)	4.8%
	第2期計算期間 (平成20年7月8日)	3.4%
	第3期計算期間 (平成20年8月8日)	3.4%
	第4期計算期間 (平成20年9月8日)	7.2%
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成20年10月8日)	16.4%
	第6期計算期間 (平成20年11月10日)	9.1%
	第7期計算期間 (平成20年12月8日)	8.9%
	第8期計算期間 (平成21年1月8日)	7.6%
	第9期計算期間 (平成21年2月9日)	6.2%
	第10期計算期間 (平成21年3月9日)	0.5%
第3期特定期間	第11期計算期間 (平成21年4月8日)	14.1%
	第12期計算期間 (平成21年5月8日)	4.0%
	第13期計算期間 (平成21年6月8日)	2.1%
	第14期計算期間 (平成21年7月8日)	3.1%
	第15期計算期間 (平成21年8月10日)	9.2%
	第16期計算期間 (平成21年9月8日)	3.2%
	第17期計算期間 (平成21年10月8日)	1.0%
	第18期計算期間 (平成21年11月9日)	1.8%

第4期特定期間	第19期計算期間 (平成21年12月8日)	0.6%
	第20期計算期間 (平成22年1月8日)	4.1%
	第21期計算期間 (平成22年2月8日)	7.9%
	第22期計算期間 (平成22年3月8日)	5.2%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第１期計算期間の収益率は、１万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注２）収益率は小数第２位を四捨五入しています。

６【手続等の概要】

（１）申込（販売）手続等

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は１口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ４ 手数料等及び税金

（１）申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「高金利通貨ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

（ニ）なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

（２）換金（解約）手続等

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

（ヘ）委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

（ト）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。

7【管理及び運営の概要】

（1）資産の評価

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託 受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

（２）信託期間

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

（３）計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎月９日から翌月８日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（４）その他

ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が５億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、上記（イ）の事項について、下記「ｃ．書面決議の手続き」の規定にしたがい、

（ハ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「ｃ．書面決議の手続き」の規定におけ

る書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更等

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c．書面決議の手続き

- (イ) 委託者は、上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b．投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (ヘ) 上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決さ

れた場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d．運用報告書

当ファンドについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として3月、9月の各特定期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

第2 【財務ハイライト情報】

（1）下記の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに注記表は本書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。

（2）本書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は本書に添付されております。

高金利通貨ファンド 財務諸表

1 【貸借対照表】

	第3期特定期間末 [平成21年 9月 8日現在]	第4期特定期間末 [平成22年 3月 8日現在]
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,375,045,706	4,032,706,463
親投資信託受益証券	78,738,135,947	136,133,782,049
未収利息	3,844	6,536
流動資産合計	81,113,185,497	140,166,495,048
資産合計	81,113,185,497	140,166,495,048
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	898,211,815	1,625,745,834
未払解約金	206,803,013	250,755,983
未払受託者報酬	2,985,422	5,337,624
未払委託者報酬	56,723,022	101,414,810
その他未払費用	339,133	763,274
流動負債合計	1,165,062,405	1,984,017,525
負債合計	1,165,062,405	1,984,017,525
純資産の部		
元本等		
元本	105,671,978,272	191,264,215,814
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,723,855,180	53,081,738,291

（分配準備積立金）	3,433,281,540	4,046,944,847
元本等合計	79,948,123,092	138,182,477,523
純資産合計	79,948,123,092	138,182,477,523
負債純資産合計	81,113,185,497	140,166,495,048

2【損益及び剰余金計算書】

	第3期特定期間 自 平成21年 3月10日 至 平成21年 9月 8日	第4期特定期間 自 平成21年 9月 9日 至 平成22年 3月 8日
	金 額（円）	金 額（円）
営業収益		
受取利息	200,187	777,611
有価証券売買等損益	4,574,261,831	3,295,646,102
営業収益合計	4,574,462,018	3,296,423,713
営業費用		
受託者報酬	8,750,105	28,351,096
委託者報酬	166,252,048	538,670,753
その他費用	1,226,644	3,849,670
営業費用合計	176,228,797	570,871,519
営業利益	4,398,233,221	2,725,552,194
経常利益	4,398,233,221	2,725,552,194
当期純利益	4,398,233,221	2,725,552,194
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,029,881	14,612,847
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,116,801,411	25,723,855,180
剰余金増加額又は欠損金減少額	466,490,412	4,533,778,320
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	466,490,412	4,533,778,320
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,754,051,733	26,631,407,936
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,754,051,733	26,631,407,936
分配金	2,715,695,788	7,971,192,842
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,723,855,180	53,081,738,291

< 注記表 >

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第3期特定期間 自 平成21年 3月10日 至 平成21年 9月 8日	第4期特定期間 自 平成21年 9月 9日 至 平成22年 3月 8日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間に関する事項 前特定期間終了日に該当する日が休 業日のため、当特定期間は平成21年3 月10日から平成21年9月8日までと なっております。	

第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 【ファンドの詳細情報の項目】

本書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は下記のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

（1）資産の評価

（2）保管

（3）信託期間

（4）計算期間

（5）その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

（1）貸借対照表

（2）損益及び剰余金計算書

（3）注記表

（4）附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成20年2月1日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成20年3月14日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金

（1）申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「高金利通貨ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

（二）なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2 【換金（解約）手続等】

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記

載または記録が行われます。

- (二) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ（<http://www.shinkotoushin.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- (ヘ) 委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

- (ト) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

- (チ) 上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託 受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

外国で取引されているものについては、原則として基準価額計算時に知りうる直近の日とします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月９日から翌月８日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が５億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、上記（イ）の事項について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしたがい、ます。

（ハ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c．書面決議の手続き」の規定におけ

る書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更等

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「c．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (ハ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

c．書面決議の手続き

- (イ) 委託者は、上記「a．信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「b．投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ロ) 上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ハ) 上記（イ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) 上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- (ヘ) 上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決さ

れた場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

d．運用報告書

当ファンドについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として3月、9月の各特定期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- 1．投資信託財産の保存にかかる業務
- 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または上記「b．投資信託約款の変更等」における重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益

者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記「c．書面決議の手続き」で規定する書面に記載します。

j．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

k．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第3期特定期間（平成21年3月10日から平成21年9月8日まで）及び第4期特定期間（平成21年9月9日から平成22年3月8日まで）について内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第3期特定期間（平成21年3月10日から平成21年9月8日まで）及び第4期特定期間（平成21年9月9日から平成22年3月8日まで）について同内閣府令附則第16条2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期特定期間（平成21年3月10日から平成21年9月8日まで）及び第4期特定期間（平成21年9月9日から平成22年3月8日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

高金利通貨ファンド 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期特定期間末 (平成21年 9月 8日現在)	第4期特定期間末 (平成22年 3月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,375,045,706	4,032,706,463
親投資信託受益証券	78,738,135,947	136,133,782,049
未収利息	3,844	6,536
流動資産合計	81,113,185,497	140,166,495,048
資産合計	81,113,185,497	140,166,495,048
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	898,211,815	1,625,745,834
未払解約金	206,803,013	250,755,983
未払受託者報酬	2,985,422	5,337,624
未払委託者報酬	56,723,022	101,414,810
その他未払費用	339,133	763,274
流動負債合計	1,165,062,405	1,984,017,525
負債合計	1,165,062,405	1,984,017,525
純資産の部		
元本等		
元本	105,671,978,272	191,264,215,814
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,723,855,180	53,081,738,291
（分配準備積立金）	3,433,281,540	4,046,944,847
元本等合計	79,948,123,092	138,182,477,523
純資産合計	79,948,123,092	138,182,477,523
負債純資産合計	81,113,185,497	140,166,495,048

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期特定期間 自平成21年 3月10日 至平成21年 9月 8日	第4期特定期間 自平成21年 9月 9日 至平成22年 3月 8日
営業収益		
受取利息	200,187	777,611
有価証券売買等損益	4,574,261,831	3,295,646,102
営業収益合計	4,574,462,018	3,296,423,713
営業費用		
受託者報酬	8,750,105	28,351,096
委託者報酬	166,252,048	538,670,753
その他費用	1,226,644	3,849,670
営業費用合計	176,228,797	570,871,519
営業利益	4,398,233,221	2,725,552,194
経常利益	4,398,233,221	2,725,552,194
当期純利益	4,398,233,221	2,725,552,194
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,029,881	14,612,847
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,116,801,411	25,723,855,180
剰余金増加額又は欠損金減少額	466,490,412	4,533,778,320
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	466,490,412	4,533,778,320
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,754,051,733	26,631,407,936
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,754,051,733	26,631,407,936
分配金	2,715,695,788	7,971,192,842
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,723,855,180	53,081,738,291

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第3期特定期間 自 平成21年 3月10日 至 平成21年 9月 8日	第4期特定期間 自 平成21年 9月 9日 至 平成22年 3月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成21年3月10日から平成21年9月8日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第3期特定期間末 [平成21年 9月 8日現在]	第4期特定期間末 [平成22年 3月 8日現在]
1. 期首元本額	11,811,300,139円	105,671,978,272円
期中追加設定元本額	95,764,331,532円	102,273,309,149円
期中一部解約元本額	1,903,653,399円	16,681,071,607円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,723,855,180円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は53,081,738,291円であります。
3. 特定期間末日における受益権の総数	105,671,978,272口	191,264,215,814口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第3期特定期間 自 平成21年 3月10日 至 平成21年 9月 8日	第4期特定期間 自 平成21年 9月 9日 至 平成22年 3月 8日
分配金の計算過程	(1) 第11期計算期間（平成21年3月10日から平成21年4月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（65,577,776円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（782,741,569円）及び分配準備積立金（31,257,381円）より分配対象収益は879,576,726円（1万口当たり607.27円）であり、うち123,113,258円（1万口当たり85円）を分配しております。	(1) 第17期計算期間（平成21年9月9日から平成21年10月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（460,042,844円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,717,636,110円）及び分配準備積立金（3,417,541,653円）より分配対象収益は9,595,220,607円（1万口当たり812.06円）であり、うち1,004,343,095円（1万口当たり85円）を分配しております。

区 分	第3期特定期間 自 平成21年 3月10日 至 平成21年 9月 8日	第4期特定期間 自 平成21年 9月 9日 至 平成22年 3月 8日
分配金の計算過程	(2) 第12期計算期間（平成21年4月9日から平成21年5月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（85,225,794円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,103,036,393円）及び分配準備積立金（38,723,922円）より分配対象収益は1,226,986,109円（1万口当たり570.19円）であり、うち182,908,007円（1万口当たり85円）を分配しております。	(2) 第18期計算期間（平成21年10月9日から平成21年11月9日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（614,615,572円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,313,325,923円）及び分配準備積立金（3,377,521,062円）より分配対象収益は10,305,462,557円（1万口当たり776.86円）であり、うち1,127,560,493円（1万口当たり85円）を分配しております。

	(3) 第13期計算期間（平成21年5月9日から平成21年6月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（134,419,910円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（173,857,372円）、信託約款に定める収益調整金（1,722,092,587円）及び分配準備積立金（37,636,753円）より分配対象収益は2,068,006,622円（1万口当たり581.14円）であり、うち302,458,745円（1万口当たり85円）を分配しております。 (4) 第14期計算期間（平成21年6月9日から平成21年7月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（188,337,284円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,724,089,595円）及び分配準備積立金（202,683,966円）より分配対象収益は3,115,110,845円（1万口当たり538.11円）であり、うち492,049,394円（1万口当たり85円）を分配しております。	(3) 第19期計算期間（平成21年11月10日から平成21年12月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（562,007,299円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,940,881,088円）及び分配準備積立金（3,421,025,462円）より分配対象収益は10,923,913,849円（1万口当たり732.27円）であり、うち1,267,972,985円（1万口当たり85円）を分配しております。 (4) 第20期計算期間（平成21年12月9日から平成22年1月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（755,623,669円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,658,411,407円）、信託約款に定める収益調整金（7,378,579,681円）及び分配準備積立金（3,338,654,319円）より分配対象収益は13,131,269,076円（1万口当たり796.65円）であり、うち1,401,032,338円（1万口当たり85円）を分配しております。
--	--	---

区 分	第3期特定期間 自 平成21年 3月10日 至 平成21年 9月 8日	第4期特定期間 自 平成21年 9月 9日 至 平成22年 3月 8日
分配金の計算過程	(5) 第15期計算期間（平成21年7月9日から平成21年8月10日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（384,769,086円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,297,189,355円）、信託約款に定める収益調整金（3,739,599,519円）及び分配準備積立金（158,564,453円）より分配対象収益は7,580,122,413円（1万口当たり898.65円）であり、うち716,954,569円（1万口当たり85円）を分配しております。 (6) 第16期計算期間（平成21年8月11日から平成21年9月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（380,821,734円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,180,924,494円）及び分配準備積立金（3,475,147,719円）より分配対象収益は9,036,893,947円（1万口当たり855.17円）であり、うち898,211,815円（1万口当たり85円）を分配しております。	(5) 第21期計算期間（平成22年1月9日から平成22年2月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（680,641,133円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（8,740,676,748円）及び分配準備積立金（4,246,686,240円）より分配対象収益は13,668,004,121円（1万口当たり752.18円）であり、うち1,544,538,097円（1万口当たり85円）を分配しております。 (6) 第22期計算期間（平成22年2月9日から平成22年3月8日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（762,753,317円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（8,750,342,699円）及び分配準備積立金（4,049,248,393円）より分配対象収益は13,562,344,409円（1万口当たり709.08円）であり、うち1,625,745,834円（1万口当たり85円）を分配しております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第3期特定期間末 [平成21年 9月 8日現在]		第4期特定期間末 [平成22年 3月 8日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に含 まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に含 まれた評価差額(円)
親投資信託 受益証券	78,738,135,947	2,006,066,591	136,133,782,049	6,821,550,185
合 計	78,738,135,947	2,006,066,591	136,133,782,049	6,821,550,185

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	第3期特定期間 自 平成21年 3月10日 至 平成21年 9月 8日	第4期特定期間 自 平成21年 9月 9日 至 平成22年 3月 8日
	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

種 類	第3期特定期間末 [平成21年 9月 8日現在]	第4期特定期間末 [平成22年 3月 8日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第3期特定期間 自 平成21年 3月10日 至 平成21年 9月 8日	第4期特定期間 自 平成21年 9月 9日 至 平成22年 3月 8日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第3期特定期間末 [平成21年 9月 8日現在]	第4期特定期間末 [平成22年 3月 8日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7566円 (7,566円)	0.7225円 (7,225円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	グローバル高金利通貨マザーファンド	145,070,100,223	136,133,782,049	
合 計		145,070,100,223	136,133,782,049	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「グローバル高金利通貨マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「グローバル高金利通貨マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	[平成21年 9月 8日現在]	[平成22年 3月 8日現在]
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	4,734,874,946	1,928,912,393
コール・ローン	632,984,427	1,135,009,633
特殊債券	75,303,152,421	131,088,532,047
派生商品評価勘定	-	7,425,617
未収入金	295,093,499	-
未収利息	1,104,555,116	3,276,916,459
前払費用	1,343,468,668	1,111,201,980
流動資産合計	83,414,129,077	138,547,998,129
資産合計	83,414,129,077	138,547,998,129
負債の部		
流動負債		
未払金	4,678,627,670	2,408,291,424
流動負債合計	4,678,627,670	2,408,291,424
負債合計	4,678,627,670	2,408,291,424
純資産の部		
元本等		
元本	86,316,746,270	145,070,100,223
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	7,581,244,863	8,930,393,518
元本等合計	78,735,501,407	136,139,706,705
純資産合計	78,735,501,407	136,139,706,705
負債純資産合計	83,414,129,077	138,547,998,129

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成21年 3月10日 至 平成21年 9月 8日	自 平成21年 9月 9日 至 平成22年 3月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。	特殊債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 当ファンドの外貨建取引等の処理基準については、投資信託財産計算規則第60条及び第61条によっております。	外貨建取引等の処理基準 同左
----------------------------	---	-------------------

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[平成21年 9月 8日現在]	[平成22年 3月 8日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,157,067,747円	86,316,746,270円
同期中における追加設定元本額	76,159,678,523円	58,753,353,953円
同期中における一部解約元本額	- 円	- 円
同期末における元本の内訳 高金利通貨ファンド	86,316,746,270円	145,070,100,223円
合 計	86,316,746,270円	145,070,100,223円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,581,244,863円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,930,393,518円であります。
3. 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末における受益権の総数	86,316,746,270口	145,070,100,223口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成21年 9月 8日現在]		[平成22年 3月 8日現在]	
	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
特殊債券	75,303,152,421	10,984,600	131,088,532,047	522,001,420
合 計	75,303,152,421	10,984,600	131,088,532,047	522,001,420

（注）貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	自 平成21年 3月10日 至 平成21年 9月 8日	自 平成21年 9月 9日 至 平成22年 3月 8日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。	同左
2. 取引の利用目的及び取引に対する取組方針	為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた信託約款及び社内規程に基づき行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	為替予約取引 原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	[平成21年 9月 8日現在]				[平成22年 3月 8日現在]			
	契約額等 (円)	う ち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	う ち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の 取引 為替予約取引 買建	-	-	-	-	496,603,647	-	504,029,264	7,425,617
南アフリカラ ンド	-	-	-	-	496,603,647	-	504,029,264	7,425,617
合 計	-	-	-	-	496,603,647	-	504,029,264	7,425,617

(注) 時価の算定方法

(1) 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物売買相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物売買相場の仲値で評価しております。

(2) 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

	自 平成21年 3月10日 至 平成21年 9月 8日	自 平成21年 9月 9日 至 平成22年 3月 8日
	該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	[平成21年 9月 8日現在]	[平成22年 3月 8日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9122円 (9,122円)	0.9384円 (9,384円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
メキシコ ペソ	特殊債券		メキシコペソ	メキシコペソ	
		ASIAN DEVELOPMENT BANK 8% 2011/5/9	56,000,000.00	57,374,240.00	
		EUROFIMA 10% 2010/12/21	130,400,000.00	134,585,840.00	
		EUROPEAN BK RECON & DEV 7.3% 2013/6/20	34,890,000.00	35,228,084.10	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 0% 2015/9/1	26,250,000.00	17,419,500.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 7.5% 2011/9/14	30,450,000.00	31,180,800.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 6.5% 2013/8/9	28,000,000.00	28,054,880.00	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 9.5% 2015/6/16	22,700,000.00	25,015,400.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 8.25% 2011/6/24	647,150,000.00	666,952,790.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 7.5% 2012/4/17	74,000,000.00	75,924,000.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 5.75% 2012/8/20	51,000,000.00	50,679,006.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 6.5% 2013/9/11	852,500,000.00	859,149,500.00	
	KFW 8% 2011/2/1	88,535,000.00	90,155,190.50		
メキシコペソ建 小 計			メキシコペソ 2,041,875,000.00	メキシコペソ 2,071,719,230.60 (14,812,792,498 円)	
ブラジル リアル	特殊債券		ブラジルリアル	ブラジルリアル	
		EUROPEAN BK RECON & DEV 9.5% 2013/11/6	63,900,000.00	64,641,240.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 12.25% 2010/9/8	27,520,000.00	27,836,480.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 11.5% 2012/6/25	37,110,000.00	38,928,390.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 9.25% 2012/10/16	16,500,000.00	16,641,900.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 11.25% 2013/2/14	37,185,000.00	39,447,446.95	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 10.75% 2011/2/7	415,000.00	420,187.50	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 9% 2012/8/28	17,000,000.00	17,051,000.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 11% 2011/6/16	7,500,000.00	7,695,750.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 9.25% 2012/12/20	23,700,000.00	23,771,100.00	
		INTL FINANCE CORP 9.25% 2013/9/16	57,080,000.00	57,742,128.00	
		KFW 9.25% 2010/9/13	12,700,000.00	12,700,000.00	
		KFW 10% 2011/4/13	21,700,000.00	21,880,110.00	
		KFW 10% 2012/5/15	12,760,000.00	13,017,752.00	
	KFW 9.25% 2012/10/22	19,500,000.00	19,626,750.00		
ブラジルリアル建 小 計			ブラジルリアル 354,570,000.00	ブラジルリアル 361,400,234.45 (18,384,429,926 円)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
トルコリラ	特殊債券		トルコリラ	トルコリラ	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 12.5% 2011/6/1	5,300,000.00	5,546,450.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 15.75% 2011/9/27	3,500,000.00	3,845,450.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 17% 2012/1/18	11,868,000.00	13,371,675.60	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 14.25% 2012/10/9	17,150,000.00	18,865,000.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 10% 2013/9/10	41,200,000.00	41,710,880.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 14% 2016/7/5	26,300,000.00	30,329,160.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 19% 2010/7/21	8,444,000.00	8,780,915.60	
		INTL BK RECON & DEVELOP 12% 2012/8/14	11,000,000.00	11,671,000.00	
		INTL FINANCE CORP 11.25% 2012/7/17	128,600,000.00	134,515,600.00	

		KFW 19.25% 2010/7/16	31,840,000.00	32,963,952.00	
		KFW 14.25% 2012/10/1	4,906,000.00	5,415,733.40	
		KFW 13.75% 2014/10/1	33,673,000.00	37,535,293.10	
トルコリラ建 小 計			トルコリラ 323,781,000.00	トルコリラ 344,551,109.70 (20,232,041,161 円)	
ハンガリー フォリント	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.5% 2010/4/12	ハンガリーフォリント 1,065,000,000.00	ハンガリーフォリント 1,065,213,000.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 7.75% 2010/8/10	2,484,000,000.00	2,505,362,400.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.5% 2015/1/5	27,480,000,000.00	28,282,416,000.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.25% 2016/10/27	944,800,000.00	944,422,080.00	
		KFW 6.5% 2011/1/24	330,000,000.00	332,310,000.00	
		KFW 6.5% 2012/3/30	8,187,000,000.00	8,471,907,600.00	
ハンガリーフォリント建 小 計			ハンガリーフォリント 40,490,800,000.00	ハンガリーフォリント 41,601,631,080.00 (19,240,754,374 円)	
ポーランド ズロチ	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK 5.25% 2010/7/21	ポーランドズロチ 22,640,000.00	ポーランドズロチ 22,753,200.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 5% 2013/9/18	32,900,000.00	33,663,280.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 6.5% 2014/8/12	262,678,000.00	280,934,121.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 5.5% 2010/3/10	8,545,000.00	8,527,910.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 10.625% 2011/2/8	14,354,000.00	15,179,355.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 3% 2012/7/31	61,850,000.00	59,938,835.00	
ポーランドズロチ建 小 計			ポーランドズロチ 402,967,000.00	ポーランドズロチ 420,996,701.00 (13,379,275,157 円)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
オーストラリアドル	特殊債券		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
		ASIAN DEVELOPMENT BANK 6.25% 2011/6/15	5,883,000.00	5,947,713.00	
		ASIAN DEVELOPMENT BANK 7.125% 2013/3/19	52,765,000.00	55,181,637.00	
		EUROFIMA 6.5% 2011/8/22	23,515,000.00	23,945,324.50	
		EUROFIMA 6% 2014/1/28	76,500,000.00	76,828,950.00	
		EUROFIMA 6.25% 2018/12/28	2,000,000.00	1,973,000.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 5.375% 2014/5/20	21,200,000.00	20,877,760.00	
		INTL FINANCE CORP 7.5% 2013/2/28	14,900,000.00	15,731,420.00	
		INTL FINANCE CORP 5.75% 2014/6/24	2,125,000.00	2,128,782.50	
		KFW 5.5% 2010/8/15	1,045,000.00	1,049,702.50	
		KFW 7.5% 2011/8/26	7,217,000.00	7,473,925.20	
オーストラリアドル建 小 計			オーストラリアドル 207,150,000.00	オーストラリアドル 211,138,214.70 (17,351,338,484 円)	
ニュージーランドドル	特殊債券		ニュージーランドドル	ニュージーランドドル	
		EUROFIMA 7.125% 2013/5/22	7,800,000.00	8,276,455.20	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 7.75% 2010/10/26	165,000.00	169,488.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 7% 2012/1/18	7,100,000.00	7,456,420.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 7.75% 2012/7/31	37,462,000.00	40,330,802.48	
		INTER-AMERICAN DEVEL BK 7.25% 2012/5/24	60,465,000.00	64,238,016.00	

	INTER-AMERICAN DEVEL BK 7.5% 2015/4/15	44,060,000.00	48,330,427.38	
	INTL BK RECON & DEVELOP 7.5% 2014/7/30	8,000,000.00	8,718,400.00	
	INTL BK RECON & DEVELOP 5.375% 2014/12/15	14,200,000.00	14,293,720.00	
	INTL FINANCE CORP 7.75% 2012/8/23	12,600,000.00	13,565,147.40	
	KFW 8% 2012/12/21	3,515,000.00	3,814,126.50	
	KFW 6.25% 2013/4/15	5,750,000.00	5,978,275.00	
	KFW 5.125% 2013/7/22	15,200,000.00	15,323,120.00	
	KFW 5.375% 2014/2/12	10,000,000.00	10,079,000.00	
ニュージーランドドル建 小 計		ニュージーランドドル 226,317,000.00	ニュージーランドドル 240,573,397.96 (15,216,267,420 円)	

通貨	種類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備考
南アフリカ ランド	特殊債券		南アフリカランド	南アフリカランド	
		ASIAN DEVELOPMENT BANK 10% 2010/8/31	15,000,000.00	15,102,000.00	
		EUROPEAN BK RECON & DEV 8% 2013/2/18	80,000,000.00	79,720,000.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 13% 2010/8/31	21,500,000.00	21,919,250.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK 10% 2012/4/15	136,800,000.00	142,066,800.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 7.02% 2010/6/14	60,000,000.00	59,873,340.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 8.04% 2010/9/13	31,300,000.00	31,315,837.80	
		INTL BK RECON & DEVELOP 12.625% 2010/10/4	2,550,000.00	2,605,845.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 9% 2010/10/26	9,150,000.00	9,207,480.30	
		INTL BK RECON & DEVELOP 6.72% 2011/1/25	100,000,000.00	98,890,300.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 11% 2011/11/10	216,080,000.00	226,819,176.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 12.5% 2012/5/14	43,385,000.00	47,168,172.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 0% 2012/5/14	212,170,000.00	178,498,621.00	
		INTL BK RECON & DEVELOP 0% 2017/12/29	28,420,000.00	13,900,222.00	
KFW 10% 2013/1/17	94,460,000.00	98,540,672.00			
南アフリカランド建 小 計			南アフリカランド 1,050,815,000.00	南アフリカランド 1,025,627,716.10 (12,471,633,027円)	
合 計			-	円 131,088,532,047 (131,088,532,047)	

有価証券明細表注記

1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨金額であります。（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘 柄 数	組入債券時価比率	有価証券の合計額に対する比率
メキシコペソ	債 券 12銘柄	10.9%	11.3%
ブラジルリアル	債 券 14銘柄	13.5%	14.0%
トルコリラ	債 券 12銘柄	14.9%	15.4%
ハンガリーフォリント	債 券 6銘柄	14.1%	14.7%
ポーランドズロチ	債 券 6銘柄	9.8%	10.2%
オーストラリアドル	債 券 10銘柄	12.7%	13.2%
ニュージーランドドル	債 券 13銘柄	11.2%	11.6%
南アフリカランド	債 券 14銘柄	9.2%	9.5%

（注1）組入債券時価比率は、純資産総額に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

（注2）有価証券の合計額に対する比率は、邦貨建有価証券評価額及び外貨建有価証券の邦貨換算評価額の合計に対する各通貨毎の評価額小計の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年4月30日現在）

「高金利通貨ファンド」

資産総額	163,638,366,746	円
負債総額	1,378,865,829	円
純資産総額（ - ）	162,259,500,917	円
発行済口数	213,490,685,428	口
1万口当たり純資産額（ / ）	7,600	円

（参考）

「グローバル高金利通貨マザーファンド」

資産総額	163,134,880,460	円
負債総額	3,682,164,967	円
純資産総額（ - ）	159,452,715,493	円
発行済口数	159,283,143,717	口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,011	円

第5 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	1,285,676,619口	15,912,380口
	第2期計算期間	724,901,735口	27,617,230口
	第3期計算期間	708,883,311口	61,470,797口
	第4期計算期間	593,358,399口	42,073,411口
第2期特定期間	第5期計算期間	3,015,739,700口	29,431,065口
	第6期計算期間	943,540,360口	139,973,552口
	第7期計算期間	720,884,956口	31,706,697口
	第8期計算期間	704,123,243口	14,997,640口
	第9期計算期間	1,329,475,432口	72,617,730口
	第10期計算期間	2,232,099,719口	11,582,833口
第3期特定期間	第11期計算期間	2,825,890,890口	153,278,273口
	第12期計算期間	7,121,999,252口	87,322,900口
	第13期計算期間	14,297,266,868口	232,474,098口
	第14期計算期間	22,512,203,168口	207,420,947口
	第15期計算期間	26,915,148,996口	455,716,641口
	第16期計算期間	22,091,822,358口	767,440,540口
第4期特定期間	第17期計算期間	13,002,855,272口	516,822,334口
	第18期計算期間	15,524,040,265口	1,027,875,801口
	第19期計算期間	18,190,259,298口	1,671,142,576口
	第20期計算期間	17,921,672,010口	2,267,630,438口
	第21期計算期間	21,167,021,515口	4,283,991,111口
	第22期計算期間	16,467,460,789口	6,913,609,347口

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

第四部 【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a．資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b．委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

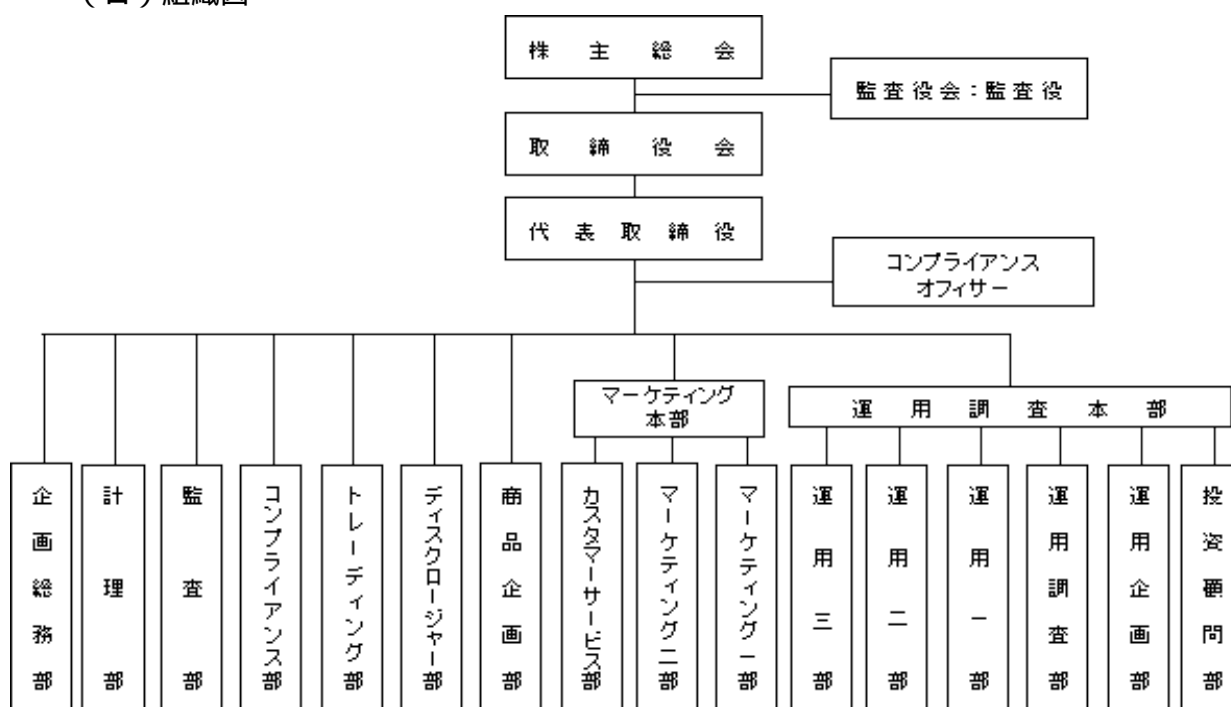
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

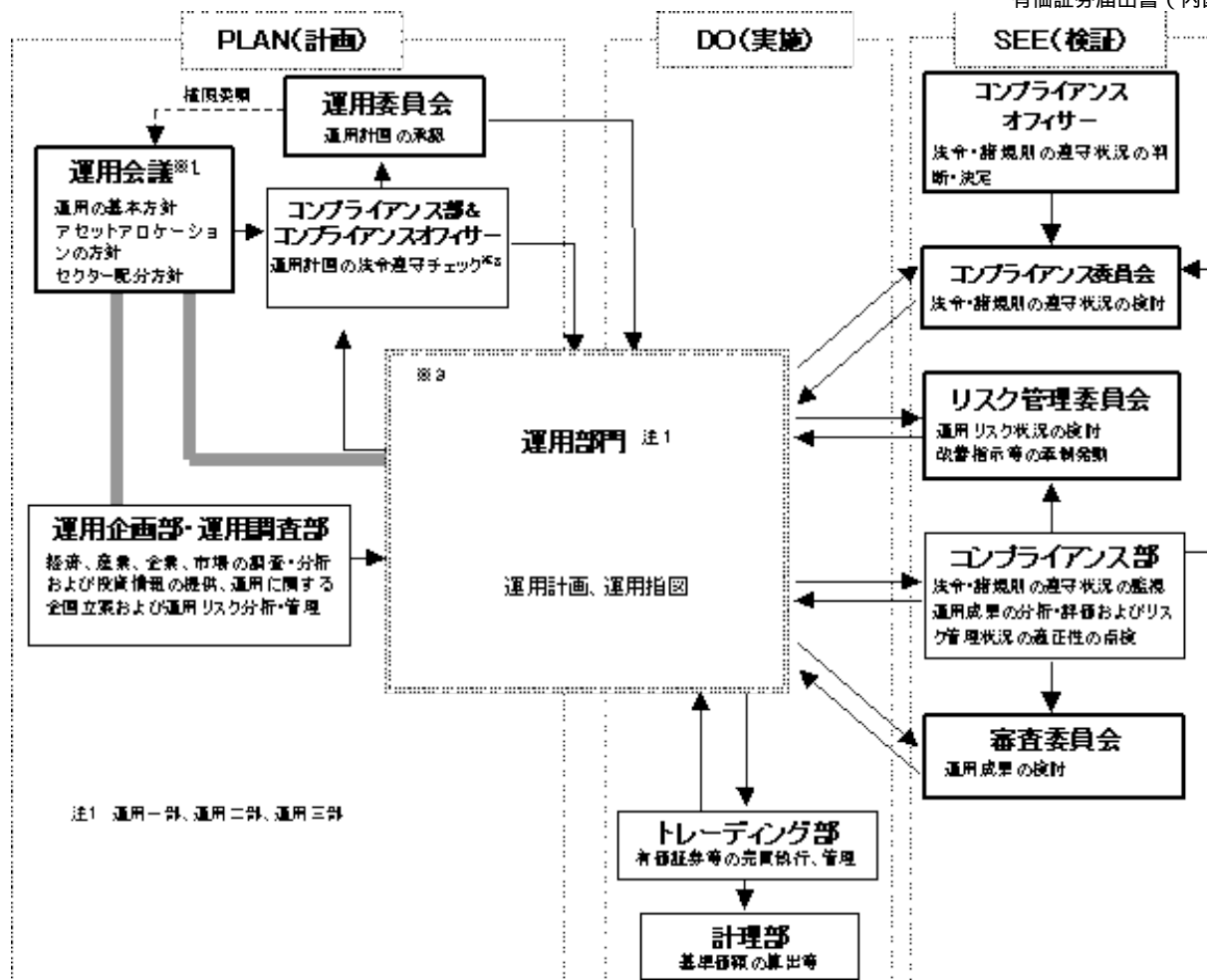
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンス・オフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

平成22年4月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成22年4月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	172	1,794,521
株式投資信託（合計）	143	1,359,928
単位型	2	9,035
追加型	141	1,350,892
公社債投資信託（合計）	29	434,592
単位型	2	1,030
追加型	27	433,561

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人保森会計事務所の監査を受けております。

第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

（1）【貸借対照表】

		第48期 (平成20年3月31日)			第49期 (平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金			4,433,825			4,283,840	
有価証券			10,923,754			9,625,456	
貯蔵品			-			7,563	
前払金			24,501			29,862	
前払費用			14,672			16,515	
未収入金			537			574,913	
未収委託者報酬			1,939,794			1,009,712	
未収収益			35,695			6,983	
繰延税金資産			207,652			35,449	
その他			5,559			207	
流動資産計			17,585,993	67.6		15,590,505	69.0
固定資産							
有形固定資産			62,235	0.3		149,359	0.7
建物	2	26,479			37,992		
器具・備品	2	35,756			40,940		
リース資産	2	-			70,426		
無形固定資産			163,335	0.6		121,322	0.5
電話加入権		91			91		
ソフトウェア	3	163,244			121,230		

投資その他の資産		8,201,355	31.5		6,723,288	29.8
投資有価証券	7,089,236			5,721,741		
関係会社株式	77,100			77,100		
長期貸付金	1,465			767		
長期前払費用	303			1,816		
長期未収入金	26,400			19,200		
長期差入保証金	123,399			111,056		
長期繰延税金資産	-			278,400		
前払年金費用	355,950			485,705		
長期性預金	500,000			-		
その他	27,500			27,500		
固定資産計		8,426,926	32.4		6,993,969	31.0
資産合計		26,012,920	100.0		22,584,475	100.0

		第48期 (平成20年3月31日)		第49期 (平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		12,823		13,096	
リース債務		-		31,681	
未払金		1,341,353		712,738	
未払収益分配金		1,258		1,398	
未払償還金		127,719		97,416	
未払手数料	1	1,039,572		543,310	
その他未払金		172,802		70,614	
未払費用	1	110,089		66,054	
未払法人税等		691,961		1,900	
賞与引当金		245,300		112,600	
役員賞与引当金		32,000		9,000	
その他流動負債		23,997		-	
流動負債計		2,457,524	9.4	947,072	4.2
固定負債					
長期リース債務		-		39,847	
繰延税金負債		43,170		-	
退職給付引当金		185,524		172,869	
役員退職慰労引当金		57,166		54,958	
執行役員退職慰労引当金		76,500		97,916	
固定負債計		362,361	1.4	365,592	1.6
負債合計		2,819,886	10.8	1,312,664	5.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		4,524,300	17.4	4,524,300	20.0
資本剰余金		2,761,700	10.6	2,761,700	12.2
資本準備金		2,761,700		2,761,700	
利益剰余金		15,539,426	59.7	14,491,097	64.2
利益準備金		360,493		360,493	
その他利益剰余金		15,178,933		14,130,604	
別途積立金		12,118,000		12,118,000	
繰越利益剰余金		3,060,933		2,012,604	
自己株式		4,616	0.0	4,616	0.0
株主資本合計		22,820,810	87.7	21,772,481	96.4

評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			372,224			500,670	
評価・換算差額等合計			372,224	1.5		500,670	2.2
純資産合計			23,193,034	89.2		21,271,810	94.2
負債・純資産合計			26,012,920	100.0		22,584,475	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		14,374,812		9,887,702	
その他営業収益		10,965		9,363	
営業収益計		14,385,778	100.0	9,897,065	100.0
営業費用					
支払手数料	1	8,411,774		5,837,722	
広告宣伝費		311,260		205,698	
公告費		2,777		2,786	
調査費		674,282		573,801	
調査費		227,374		255,008	
委託調査費		439,682		311,653	
図書費		7,225		7,139	
委託計算費		271,821		270,091	
営業雑経費		231,636		233,927	
通信費		36,001		37,754	
印刷費		165,972		167,544	
協会費		8,068		10,002	
諸会費		3,042		3,078	
その他		18,551		15,547	
営業費用計		9,903,552	68.9	7,124,027	72.0
一般管理費					
給料		1,315,872		1,290,562	
役員報酬	2	92,870		91,015	
給料・手当		1,011,601		1,068,065	
賞与		211,401		131,482	
交際費		22,313		15,122	
寄付金		6,887		6,228	
旅費交通費		80,261		75,297	
租税公課		100,161		54,854	
不動産賃借料		172,666		193,402	
賞与引当金繰入		245,300		112,600	
役員賞与引当金繰入		32,000		9,000	
役員退職慰労引当金繰入		30,200		26,791	
退職給付費用		89,752		127,318	
減価償却費		62,851		102,328	
諸経費		405,231		379,150	
一般管理費計		2,563,498	17.8	2,392,656	24.2
営業利益		1,918,726	13.3	380,381	3.8

区分	注記 番号	第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)			第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業外収益	3						
受取配当金			152,404			41,437	
有価証券利息			89,726			55,679	
受取利息			28,590			43,909	
時効成立分配金・償還金			50,555			24,672	
雑益			6,789			3,178	
営業外収益計			328,066	2.3		168,878	1.7
営業外費用							
支払利息			-			2,538	
時効成立後支払分配金・償還金			20,051			29,547	
雑損			482			1,457	
営業外費用計			20,533	0.1		33,543	0.3
経常利益			2,226,258	15.5		515,715	5.2
特別利益							
投資有価証券売却益			527,548			241,990	
貸倒引当金戻入益			208			-	
特別利益計			527,756	3.6		241,990	2.4
特別損失	4						
固定資産除却損			673			599	
投資有価証券売却損			1,639			3,180	
投資有価証券評価損			-			7,890	
電話加入権評価損			242			-	
特別損失計			2,555	0.0		11,669	0.1
税引前当期純利益			2,751,460	19.1		746,036	7.5
法人税、住民税及び事業税		1,073,360			22,672		
法人税等調整額		75,379	1,148,740	8.0	222,333	245,005	2.4
当期純利益			1,602,720	11.1		501,030	5.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				1,414		1,414

株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）						
事業年度中の変動額 合計（千円）				1,414		510,469
平成20年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	-	12,118,000	3,060,933

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		1,093,665		1,093,665
当期純利益		1,602,720		1,602,720
特別償却準備金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）			737,068	737,068
事業年度中の変動額 合計（千円）		509,054	737,068	228,013
平成20年3月31日 残高（千円）	4,616	22,820,810	372,224	23,193,034

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成20年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					1,549,359
当期純利益					501,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）					
事業年度中の変動額 合計（千円）					1,048,328
平成21年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,012,604

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成20年3月31日 残高（千円）	4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		1,549,359		1,549,359
当期純利益		501,030		501,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）			872,894	872,894
事業年度中の変動額 合計（千円）		1,048,328	872,894	1,921,223
平成21年3月31日 残高（千円）	4,616	21,772,481	500,670	21,271,810

重要な会計方針

項目	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 （会計方針の変更）	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年

	平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	
--	---	--

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	(追加情報) 平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 ——	(2)無形固定資産 同左 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金 同左
--	--	---

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。	(4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 同左 (6)執行役員退職慰労引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	——
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	(棚卸資産の評価に関する会計基準) 当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号) を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 (リース取引に関する会計基準) 当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号) 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号) を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後) を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。(リース取引に関する会計基準の適用指針第78項)

表示方法の変更

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	(貸借対照表) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年 8 月 7 日 内閣府令第50号) が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
1 . 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 876,116千円 未払費用 4,915千円 2 . 有形固定資産の減価償却累計額 建物 69,159千円	1 . 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 445,736千円 未払費用 3,523千円 2 . 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,409千円

器具備品 326,412千円	器具備品 332,202千円 リース資産 31,652千円
3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 81,323千円	3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 131,057千円

（損益計算書関係）

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円	1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,724,024千円
2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	2. 役員報酬の範囲額 同左
3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円	3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円
4. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円であります。	4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
-------	-----	----	----	-----

普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250
---------	-----------	---	---	-----------

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（リース取引関係）

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引												
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	(1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。												
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>152,354</td><td>56,731</td><td>95,623</td></tr><tr><td>合計</td><td>152,354</td><td>56,731</td><td>95,623</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具備品	152,354	56,731	95,623	合計	152,354	56,731	95,623	(2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「２．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)										
器具備品	152,354	56,731	95,623										
合計	152,354	56,731	95,623										
(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 30,070千円 1年超 67,456千円 合計 97,527千円													
(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 27,621千円 減価償却費相当額 26,089千円													

支払利息相当額	2,150千円
(4)減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
(5)利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について)	リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

第48期（平成20年3月31日）

1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	3,352
	(3)その他	-	-	-
	小計	5,000,681	4,997,010	3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

2．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	45,457	60,858	15,400
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	3,271,046	3,144,344	126,701
	小計	3,271,046	3,144,344	126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
-------------	-----------------	-----------------

2,163,885	527,548	1,639
-----------	---------	-------

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券	-
２．その他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)MMF	518,306
３．関係会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
１．債券				
(1)国債・地方債等	500,118	-	-	-
(2)社債	9,905,329	998,143	-	-
(3)その他	-	-	-	-
２．その他 投資信託	-	-	-	-
合計	10,405,448	998,143	-	-

第49期（平成21年3月31日）

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	2,304,962	2,299,690	5,272
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,304,962	2,299,690	5,272
合計		5,129,150	5,125,450	3,700

２．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	45,457	55,676	10,219
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
	(1)株式	-	-	-

貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,674,256	4,774,548	899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	899,708
合計		6,255,171	5,411,012	844,158

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,008,498	278,250	37,002

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	3,995,353
２．その他有価証券	
(1)非上場株式	310,728
(2)ＦＦＦ	500,952
３．関係会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
１．債券				
(1)国債・地方債等	301,581	-	-	-
(2)社債	4,827,569	-	-	-
(3)その他	3,995,353	-	-	-
２．その他 投資信託	-	203,060	-	-
合計	9,124,503	203,060	-	-

（注）当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりません ので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランスタイプ）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	第48期	第49期
--	------	------

	(平成20年3月31日)	(平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)退職給付債務	858,532	867,908
(2)年金資産	809,433	741,559
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	49,099	126,349
(4)未認識数理計算上の差異	368,695	563,607
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）	149,170	124,422
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)	170,425	312,835
(7)前払年金費用	355,950	485,705
(8)退職給付引当金(6) - (7)	185,524	172,869

３．退職給付費用に関する事項

	第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)勤務費用	80,719	88,007
(2)利息費用	15,232	17,170
(3)期待運用収益（減算）	16,598	16,188
(4)数理計算上の差異の費用処理額	23,562	50,599
(5)過去勤務債務の費用処理額	24,747	24,747
(6)退職給付費用(1) + (2) - (3) + (4) + (5)	78,167	114,840
(7)その他	11,585	12,477
計(6) + (7)	89,752	127,318

（注）１．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（第48期 30,416千円、第49期 27,666千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

２．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務の計算基礎

	第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
----------------------	----------------------

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 112,833 減価償却費限度超過額 12,223 退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617 受益証券発行費否認 9,361 投資有価証券評価損否認 134,724 非上場株式評価損否認 55,053 その他投資評価損否認 6,109 未払事業税否認 57,176 確定拠出年金移換資産否認 9,764 その他 <u>44,181</u> 繰延税金資産小計 548,046 評価性引当額 <u>75,567</u> 繰延税金資産計 <u>472,479</u> 繰延税金負債 前払年金資産認容額 144,836 有価証券評価差額 162,938 その他 <u>224</u> 繰延税金負債計 <u>307,998</u> 繰延税金資産（負債）の純額 <u>164,481</u> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産 - 繰延税金資産 207,652 固定負債 - 繰延税金負債 43,170 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 49,479 減価償却費限度超過額 11,010 退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182 受益証券発行費否認 9,317 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 58,264 その他投資評価損否認 6,109 有価証券評価差額 343,488 その他 <u>35,808</u> 繰延税金資産小計 691,022 評価性引当額 <u>145,222</u> 繰延税金資産計 <u>545,799</u> 繰延税金負債 前払年金資産認容額 197,633 その他 <u>34,316</u> 繰延税金負債計 <u>231,949</u> 繰延税金資産（負債）の純額 <u>313,849</u> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産 - 繰延税金資産 35,449 固定資産 - 長期繰延税金資産 278,400 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 1.75 " 交際費等永久に損金算入されない項目 1.46 " 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.94 " 住民税均等割等 0.51 " 税効果未認識差異 8.60 " その他 <u>0.02 "</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>32.84%</u>
---	---

(関連当事者情報)

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容 役員の兼任等	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の投資信託受益証	債券等の現先取引 (注1)	短期貸付金	-

							券の募集・販売	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注2）	7,030,935	未払手数料	876,116
--	--	--	--	--	--	--	---------	-------------------------------------	-----------	-------	---------

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- 2．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社の子会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	なし	事務所の賃借	事務所の賃借（注1）	130,976	長期差入保証金	87,303
親会社の子会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注2）	46,584	その他未払金	4,076
								ハウジングサービス料支払（注2）	13,704	その他未払金	1,199

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- 2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注４）	科目	期末残高（千円）（注４）
親会社	新光証券株式会社（注１）	東京都中央区	125,167,284	金融商品取引業	（被所有） 直接 76.54 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	コマーシャルペーパー（注２）	1,996,897	有価証券	1,997,673
							債券等の現先取引（注２）	5,387,067	短期貸付金	-
							当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注３）	4,724,024	未払手数料	445,736

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- １．新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
- ２．コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ３．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ４．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注３）	科目	期末残高（千円）（注３）
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注１）	147,330	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注２）	46,584	その他未払金	4,076
							ハウジングサービス料支払（注２）	17,184	その他未払金	1,472

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- １．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

（1株当たり情報）

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭	1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益 274円87銭
（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,193,034千円 普通株式に係る純資産額 23,193,034千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 1,602,720千円 普通株式に係る当期純利益 1,602,720千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株	（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 21,271,810千円 普通株式に係る純資産額 21,271,810千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 501,030千円 普通株式に係る当期純利益 501,030千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株

（重要な後発事象）

第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

２．中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第50期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		4,380,441
有価証券		4,311,424
貯蔵品		6,406
未収委託者報酬		1,622,971
繰延税金資産		83,025
その他		167,263
流動資産合計		10,571,533
固定資産		
有形固定資産	1	
建物		34,511
器具・備品		37,731
リース資産		20,463
有形固定資産計		92,706
無形固定資産		
ソフトウェア		96,489
その他		91
無形固定資産計		96,581
投資その他の資産		
投資有価証券		11,603,853
長期繰延税金資産		71,091
前払年金費用		481,680
その他		155,428
投資その他の資産計		12,312,053
固定資産合計		12,501,340
資産合計		23,072,874

		第50期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		
未払収益分配金		1,413
未払償還金		89,796
未払手数料		897,782
その他未払金		44,029

未払金計	1,033,022
未払法人税等	180,651
未払消費税等	18,524
賞与引当金	120,000
リース債務	32,091
その他	78,024
流動負債合計	1,462,315
固定負債	
退職給付引当金	172,697
役員退職慰労引当金	53,458
執行役員退職慰労引当金	101,416
長期リース債務	23,699
固定負債合計	351,271
負債合計	1,813,586
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	1,702,361
その他利益剰余金計	13,820,361
利益剰余金合計	14,180,854
自己株式	5,426
株主資本合計	21,461,428
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	202,140
評価・換算差額等合計	202,140
純資産合計	21,259,287
負債純資産合計	23,072,874

(2) 中間損益計算書

		第50期中間会計期間 (自 平成21年4月 1 日 至 平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		4,696,015
営業収益合計		4,696,015
営業費用及び一般管理費	1	4,439,451
営業利益		256,563
営業外収益		
受取配当金		26,278
有価証券利息		38,949
受取利息		7,380

時効成立分配金・償還金	10,614
法人税等還付加算金	15,671
その他	1,451
営業外収益合計	100,346
営業外費用	
支払利息	1,018
時効成立後支払分配金・償還金	4,936
その他	1,696
営業外費用合計	7,651
経常利益	349,258
特別利益	
投資有価証券売却益	3,827
特別利益合計	3,827
特別損失	
固定資産除却損	134
過年度減価償却費	41,013
特別損失合計	41,147
税引前中間純利益	311,937
法人税、住民税及び事業税	175,106
法人税等調整額	45,075
中間純利益	181,906

(3) 中間株主資本等変動計算書

第50期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）（単位 千円）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成21年3月31日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,012,604
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					492,149
中間純利益					181,906
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計					310,243
平成21年9月30日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	1,702,361

	株主資本		評価・ 換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成21年3月31日残高	4,616	21,772,481	500,670	21,271,810

中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		492,149		492,149
中間純利益		181,906		181,906
自己株式の取得	810	810		810
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）			298,530	298,530
中間会計期間中の変動額合計	810	311,053	298,530	12,523
平成21年9月30日残高	5,426	21,461,428	202,140	21,259,287

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第50期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（総平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 貯蔵品 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

項 目	第50期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
-----	---

2．固定資産の減価償却の方法	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 （会計方針の変更） 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当中間会計期間から定率法に変更しております。 この変更により、前期までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は33,984千円減少し、営業利益及び経常利益は7,028千円増加し、税引前中間純利益は33,984千円減少しております。
----------------	---

項 目	第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
-----	--

3．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第50期中間会計期間末 （平成21年9月30日）
1．有形固定資産の減価償却累計額	496,433千円

（中間損益計算書関係）

項 目	第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）				
1．減価償却実施額	<table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>16,109千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>24,741千円</td></tr> </table>	有形固定資産	16,109千円	無形固定資産	24,741千円
有形固定資産	16,109千円				
無形固定資産	24,741千円				

（中間株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
-------	--------	----	----	----------

普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250
---------	-----------	---	---	-----------

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	474	90	-	564

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 90株

３．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。 リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「２．固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

（有価証券関係）

第50期中間会計期間末（平成21年9月30日）

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)国債・地方債等	-	-	-
(2)社債	8,669,589	8,694,400	24,810
(3)その他	-	-	-
合計	8,669,589	8,694,400	24,810

２．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1)株式	45,457	60,637	15,180
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-

社債	801,068	800,643	424
その他	-	-	-
(3)その他	6,359,599	6,004,023	355,575
合計	7,206,124	6,865,304	340,819

３．時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1)関連会社株式	77,100
(2)その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	303,283

（デリバティブ取引関係）

第50期中間会計期間末（平成21年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,663円71銭
1株当たり中間純利益	99円79銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

１．１株当たり純資産額

項 目	第50期中間会計期間末 （平成21年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,259,287
普通株式に係る純資産額（千円）	21,259,287
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822

２．１株当たり中間純利益

項 目	第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
中間純利益（千円）	181,906
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	181,906
期中平均株式数（千株）	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成22年4月末日現在、11,000百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成22年4月末日現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
----	-------------------	-------

エイチ・エス証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
永和証券株式会社	500	同上
株式会社SBI証券	47,937	同上
岡安証券株式会社	500	同上
寿証券株式会社	305	同上
新大垣証券株式会社	175	同上
むさし証券株式会社	5,000	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
楽天証券株式会社	7,477	同上
三木証券株式会社	500	同上
三豊証券株式会社	300	同上
野村證券株式会社（注１）	10,000	同上
アーク証券株式会社	2,619	同上
岡地証券株式会社	1,000	同上
マネックス証券株式会社	7,425	同上
岩井証券株式会社	10,004	同上
新和証券株式会社	780	同上
リーディング証券株式会社	1,670	同上
木村証券株式会社	500	同上
六和証券株式会社	204	同上
みずほ証券株式会社	125,167	同上
ばんせい山丸証券株式会社	1,558	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
三田証券株式会社	500	同上
西村証券株式会社	500	同上
北田証券株式会社	100	同上
飯田証券株式会社	257	同上
坂本北陸証券株式会社	390	同上
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	同上
東洋証券株式会社	13,494	同上
三津井証券株式会社	558	同上
藍澤證券株式会社	8,000	同上
静銀ティーエム証券株式会社（注２）	3,000	同上
中央三井信託銀行株式会社	399,697	銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	同上
株式会社関西アーバン銀行	47,039	同上
株式会社東和銀行	41,153	同上
株式会社北日本銀行	7,761	同上
株式会社沖縄海邦銀行	4,537	同上
株式会社京葉銀行	49,759	同上

（注１）野村證券株式会社は、募集・販売の取り扱いを行っておりません。

（注２）静銀ティーエム証券株式会社は、平成22年６月９日から募集・販売の取り扱いを開始します。
資本金の額は、平成22年５月６日現在。

２【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- （１）委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- （２）投資信託財産の計算
- （３）その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) 委託者は、寿証券株式会社の株式の1.2%を所有しています。
- (2) 委託者は、新大垣証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。
- (3) 委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。
- (注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

< 再信託受託会社の概要 >

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- (1) 目論見書（交付目論見書および請求目論見書を含みます。）の表紙に委託者の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態などを記載することがあります。また、請求目論見書の交付に関する事項を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書に以下の項目について記載します。
 - ・ 交付目論見書の主要内容を要約し、「ファンドの概要」等として交付目論見書の冒頭に記載することがあります。
 - ・ 交付目論見書に約款を記載します。また、本書の詳細な内容については、交付目論見書に当該約款を参照する旨を記載することで、本書の内容の記載とすることがあります。
 - ・ 本書の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 下記の注記を目論見書に記載することがあります。
 - 投資信託ご購入の注意
 - ・ 投資信託は、預金・金融債ではありません。預金保険の対象ではありません。元本の保証はありません。
 - ・ 投資信託は、保険契約者保護機構の対象ではありません。保険契約における保険金額とは異なり購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - ・ 登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
 - ・ 投資信託の運用による成果は、受益者の皆様に帰属します。

- ・投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・投資信託は、その投資信託財産に組入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の変化（財務状況の悪化や倒産等）により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・投資信託は、経済環境等の要因による組入株式の株価の下落や、金利変動等による組入債券の価格の下落により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・外貨建資産を組入れる投資信託は、外国為替相場の変動により、基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがあります。
- ・一部の投資信託には、信託期間中に中途換金が出来ないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものの外、換金時に信託財産留保額が控除されるもの等があります。
- ・投資信託は、商品によっては、上記以外でもその固有な要因により基準価額が下落して投資元本を割り込み損失を被ることがありますので、それぞれの『目論見書』にて必ず商品内容をご確認下さい。

（４）交付目論見書の巻末に用語集を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	窪田 健一
----------------	-------	-------

代表社員 業務執行社員	公認会計士	三枝 哲
----------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 6 月 2 4 日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの第 4 9 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 田中俊之 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 伊藤志保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続き等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高金利通貨ファンドの平成21年9月9日から平成22年3月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高金利通貨ファンドの平成22年3月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年10月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている高金利通貨ファンドの平成21年3月10日から平成21年9月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高金利通貨ファンドの平成21年9月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)